

第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	参考資料1
平成23年12月12日(月)	

当面の障がい福祉施策の推進について

2011年12月9日

民主党政務調査会厚生労働部門会議
障がい者ワーキングチーム(WT)

座長 中根 康浩
事務局長 初鹿 明博
事務局次長 水野 智彦

厚生労働部門会議の下に設置された本WTは、民主党マニフェストに沿って障がい者福祉制度を抜本的に見直すため、10月以降、42の関係団体及び地方3団体から総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項についてご意見を伺うなど、精力的に議論を続けている。

制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等に向けた法案については、次期通常国会への提出を目指し検討中であるが、一方で、障がい者が当たり前で地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくっていくための取組は、並行して重層的に進めていかなければならない。このことは団体ヒアリングでも多く意見が寄せられたところであり、民主党のめざす新法の方向性にも一致しているところである。このため、今後の予算編成、報酬改定等においては、次の事項に十分配慮すべきである。

1. 障害福祉は「人」によって成り立っているサービスである。民主党マニフェストも踏まえ、現在、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われている福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、介護保険の動向も踏まえ、引き続き処遇改善が図られる水準を担保すべきである。

また、基金事業の中には、これ以外にも、通所サービス等の送迎に係る費用の支援や、重度訪問介護等の利用促進のための市町村への財政支援といった、継続的な取組が必要なものがある。さらに、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正の円滑な施行や新体系移行に伴う事業者支援・基盤整備への配慮も必要である。これらについて、新法制定への道程も念頭に、しっかりとした財政措置を講じていかなければならない。

2. 障害福祉サービス等の報酬改定においては、改定を取り巻く経済状況や、障害福祉サービス等はその大部分が国民の税金によって賄われていることも念頭に置きつつ、介護報酬改定の動向も踏まえ、必要な財源をしっかりと確保していくべきである。その際、個別の改定では、以下の課題を優先的な政策課題として配慮すべきである。

(1) 地域で暮らす障害者やその家族の支援を強化していかなければならない。グループホームやケアホームでの夜間支援の強化、介護者のレスパイトのための医療型ショートステイの拡充等のための取組を進めるべきである。

(2) 昨年12月に議員立法で、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法が成立した。来年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援の適切な報酬設定を行うべきである。

(3) 今回は、6年に1度、診療報酬・介護報酬と同時に行われる改定である。他制度の動向も踏まえて地域区分を見直すほか、医療との連携の観点も踏まえ、介護職員等によるたんの吸引等の評価について積極的に対応すべきである。

3. 新法についてはなお検討中であるが、骨格提言で取り上げられた新法の諸課題について、予算面も含め、積極的に取り組むべきである。

以上